

「医療費助成制度に関する事務特定個人情報保護評価書(素案)」のPMH連携にかかる再評価に伴う意見募集(パブリックコメント)について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」によるマイナンバー制度の導入に伴い、個人番号をその内容を含む個人情報を保有する事務については、その保有・利用に伴って生じるリスクを分析するとともに、リスクを軽減するための適切な措置等を、特定個人情報保護評価書により公表することとされています。

「医療費助成制度に関する事務特定個人情報保護評価書」(以下「保護評価書」という。)は、令和6年7月1日~7月30日のパブリックコメントを経て、令和6年8月22日に公表しているところですが、新たにPublic Medical Hub (PMH)※を活用した情報連携を開始する予定であることから、保護評価書を変更する必要性が生じました。そこで、保護評価書(素案)を策定しましたので、市民の皆様からの意見を募集します。

※Public Medical Hub (PMH)

医療費助成、予防接種、乳幼児健診、妊婦健診などに係る情報を、自治体や医療機関、対象者間で連携する、デジタル庁が開発したシステム

■特定個人情報保護評価書について

- (1) 評価書名:医療費助成制度に関する事務 全項目評価
- (2) 評価実施機関:神戸市長
- (3) 評価書の項目一覧

【I.基本事項】

特定個人情報保護評価の対象となる事務の名称及び内容、当該事務において使用するシステムの名称及び機能、当該事務において使用する特定個人情報ファイルを保有する必要性、等について記載。

【II.特定個人情報ファイルの概要】

特定個人情報ファイルに記録される対象人数・記録される項目・使用者数、特定個人情報ファイルの委託の有無等を記載。

【III.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策】

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス(情報の入手、使用、委託、提供・移転、保管・消去)において想定されるリスクへの対策について記載。

【IV.その他のリスク対策】

Ⅲに記載するリスク対策以外のリスク対策(監査、職員に対する教育・啓発)について記載。

【V.開示請求、問合せ】

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載。

【VI.評価実施手続き】

市民からの意見の聴取及び第三者点検の方法等について記載。

評価書を更新した際、更新日や更新内容を記載。